

(2014年1月11日 オスプレイ来るな!日米合同演習反対! 緊急学習決起集会)

海外で戦争する国づくりへの青写真

「国家安保戦略」と群馬の基地、オスプレイ

日本共産党衆議院議員 塩川鉄也

(党国会議員団オスプレイ配備反対闘争本部事務局長)

・初の「国家安保戦略」と新「防衛大綱」・新「中期防」

【1】「国家安全保障戦略」と“米国とともに戦争する国づくり”

(党旗びらきの志位委員長あいさつの該当部分参照)

資料 参照

【2】主な特徴(新「防衛計画の大綱」、新「中期防衛力整備計画(2014~18年度)」)

(1) 自衛隊の侵略的機能の強化をはかる。

「統合機動防衛力」構築のため、今後5年間に24兆6700億円の軍事費投入(5%増)。自衛隊が海外に迅速かつ持続的に展開する能力の増強をはかる。

イージス艦、最新鋭ステルス戦闘機の増強

オスプレイ、無人偵察機、新型空中給油機の導入

「機動師団」や「機動旅団」、「海兵隊的機能」をもつ「水陸機動団」の創設。

海外基地の建設、強化。ジブチ海外基地の強化。

さらに、敵基地攻撃能力の保有につながる規定を盛り込む。

“軍事には軍事”という軍事的緊張の悪循環をもたらす。必要なのは、北東アジアに平和的環境をつくる外交努力。

(2) 武器輸出三原則の廃止。

「武器等の海外移転に関し、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定める」。

憲法9条に基づく武器輸出三原則を投げ捨てることは、軍縮外交で果たしてきた日本の国際的な信頼を損なうもの。

(3) 「愛国心」の強要。

「我が国と郷土を愛する心を養う」(「国家安保戦略」)。

「思想及び良心の自由」を保障した憲法に反して、国民の内心に踏み込むもの。

【3】新「防衛大綱」で、群馬の自衛隊(陸自東部方面隊第12旅団)はどう変わるか。

2001年、12旅団は、陸自で唯一の空中機動力を高めた即応近代化旅団に改編された。

(1) 第12旅団は「機動旅団」に改編。

新「防衛大綱」・新「中期防」では、師団及び旅団の約半数を「島嶼部に対する攻撃を始め

とする各種事態に即応し、実効的かつ機動的に対処しうよう、高い機動力や警戒監視能力を備え、機動運用を基本」とする「機動師団、機動旅団」に改編する。第12旅団も「機動旅団」に改編される。資料 参照

(2) 12旅団は、自衛隊が導入するオスプレイの配備先となる可能性がある。

「中期防」では「迅速かつ大規模な輸送・展開能力を確保し、実効的な対処能力の向上を図るため・・・輸送ヘリコプター(CH-47JA)の輸送能力を巡航速度や航続距離等の観点から補完・強化しうるティルト・ローター機を新たに導入する」。今後5年間で17機、陸自に配備される。

ティルト・ローター機=オスプレイは、CH-47を補完・強化するものとして導入される。現在陸自のCH-47の配備先は、第一ヘリコプター団(木更津駐屯地・千葉)約30機、第12ヘリコプター隊(相馬原駐屯地)約10機、西部方面ヘリコプター隊(高遊原駐屯地・熊本)約10機など。オスプレイの配備先の最有力は、第一ヘリコプター団とされる。また島嶼防衛を任務とする「水陸機動団」に改編される西部方面普通化連隊(佐世保)のある九州地方に配備される可能性もある。防衛省担当者は「オスプレイの分散配置もありうる」と述べており、相馬原駐屯地へのオスプレイ配備の可能性もある。

(3) “米軍基地”としての相馬原演習場・相馬原飛行場。

新「防衛大綱」では「米軍・自衛隊の施設・区域の共同使用の拡大を推進」とある。

現在相馬原演習場は、米軍が共同使用する自衛隊施設に指定されている(日米地位協定2条4項bに基づく)。今回の日米共同訓練(フォレスト・ライト)では、相馬原飛行場も米軍が共同使用する施設として2-4-bに指定される見込み。相馬原演習場・相馬原飛行場は、オスプレイをはじめとした米軍の訓練拠点となる可能性も否定できない。

【4】日本国憲法を守り、生かすたたかいを

(1) 安倍暴走政治は、国民と世界との矛盾を拡大するだけ。

(2) 北東アジアに平和的環境をつくる外交努力を。

・危険なオスプレイの配備・訓練と住民・自治体の取り組み

【1】危険なオスプレイの配備・訓練

(1) オスプレイとは。

米海兵隊が他国への侵攻作戦を強化するために開発した輸送機。海兵隊の「侵略力」を強化するために配備されたもの。「日本防衛」や領土問題とは無縁。

墜落事故を繰り返す欠陥機。元川崎重工業ヘリコプタ設計部長「V-22はオートローテーション降下には入れるが、沈下速度が大きすぎて安全な着陸ができない」(「PIROT 2013APR」

大西正芳)。低周波騒音も深刻。

(2) MV-22 オスプレイの配備・訓練の計画と現状

配備・訓練の実態

米海兵隊普天間基地に24機配備。沖縄では、普天間基地とその周辺で低空飛行。中部訓練場、北部訓練場、伊江島。本土では、岩国基地(山口県)を拠点に、オレンジルートなど。

本土における訓練の計画

2+2共同発表(2013年10月3日) 沖縄県外における訓練を増加させるためとして、「低空飛行訓練」「空中給油訓練」「後方支援訓練」に加えて、「人道支援・災害救援訓練」や「日米共同訓練、多国間共同訓練」の機会を活用することを決定。日米共同訓練(昨年10月16日のあいば野演習場、2月下旬からの相馬原・関山演習場)、日米共同統合防災訓練(昨年10月25日の高知県 台風で中止)は、その具体化。

安倍首相(12月25日)「オスプレイ訓練の約半分を沖縄県外で行えるよう、本土に所在する複数の演習場・飛行場で訓練を行うこととしたい」。

(3) 相馬原演習場を使った日米共同訓練の概要

「国内における米海兵隊の実働訓練について」 資料 参照

「ヘリボンの概要」 資料 参照

「相馬原飛行場の場周経路図」 資料 参照

相馬原では、民家上空をオスプレイが飛行することになる。「学校、病院上空は避ける」という日米合同委員会合意に反する。

(4) オスプレイに関する政府説明は「詭弁」

「安全に配慮」? 沖縄では日米合同委員会合意事項の違反事例が6割にのぼる。

「本土訓練移転で沖縄の負担軽減」? オスプレイを使ったヘリボーンを実施する日米共同訓練は沖縄では実施していない。新たな訓練を本土で実施。

安倍「オスプレイ訓練の約半分以上を県外で行う」? ヘーゲル米国防長官「すでに半分以上は県外で行っている」(2013年10月3日記者会見)。

「防災のため」? 高知沖「防災訓練」では、艦船から敵地強襲のヘリボーン訓練想定。

【2】米軍機訓練飛行によって空の危険性が增大している。

災害・救急対応のヘリの運用拡大、スカイレジャーの普及が進み、空中衝突の危険性。

ドクターヘリの運用拡大。35道府県41機(13.5.1現在)、01年度629件 11年度13008件。10年間で20倍に。*群馬におけるドクターヘリ運用状況。

防災ヘリの運用拡大。05年5355件 11年度7775件。6年間で1.5倍に。

スカイレジャーの普及も進み、空中衝突の危険性が増大している。

米軍の軍事訓練内容が変化。在日米軍基地強化の動き。
首都の上空で、C130 輸送機を使ったパラシュート降下訓練や物資投下訓練を含む実践的で大規模な訓練が行われている。「ラージ・フォーメーション・トレーニング(大編隊訓練)」。

【3】なぜ米軍機の横暴勝手な訓練飛行が行われるのか

(1) 横暴勝手な米軍機の訓練飛行を許す米軍特権の異常さ。

航空法の適用除外(航空法特例法)。最低安全高度、急降下、物件投下、編隊飛行など自衛隊機ならば、国交省に許可申請、事前通知が必要。

米軍による航空管制(進入管制)がいまなお続く異常さ。

(2) 米国、欧州では厳しい規制措置。

米国ではきびしい規制措置が取られている。ルート設定には以下のような手続き。

- ・軍自身の環境評価。歴史的建造物への影響から野生生物の影響まで。
- ・ルートの設定には、軍が連邦航空局に申請、審査を受ける。高度、位置、訓練時間。
- ・連邦航空局による許可後、国防総省の「空域計画地図」に記載、公表することで使用可。

欧州では、訓練ルートや空域、高度が、米国の一存ではなく、駐留国の政府の権限によって決められている。

戦後続く米軍特権が住民生活を脅かすものとなっている。

(3) 「アメリカいいなり」をやめ、独立・平和の日本を 沖縄をはじめとする米軍基地問題の異常な実態をたどす

日米安保条約廃棄の国民的多数派を

【4】広げよう住民、自治体の共同の輪。

(1) 米軍機訓練飛行反対の自治体ぐるみの運動が大きく前進

騒音測定器の設置 西中国山地 17 台(島根県 9、浜田市 1、邑南町 2、北広島町 4、廿日市市 1)、群馬県 2 台、「オレンジルート」高知県、徳島県。

(住民運動、自治体の要望、国会質問を受けて、防衛省が島根と広島に設置。群馬についても「検討中」)

自治体による訓練飛行に関する事前連絡要求。

C130 編隊飛行訓練に関する自治体への事前通知の広がり。 資料 参照

(2) 自治体を動かした住民運動の前進